

経理規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人唐津環境防災推進機構 KANNE(以下「この法人」という。)における経理処理に関する基本を定めたものであり、財務及び会計のすべての状況を正確かつ迅速に把握し、この法人の健全かつ能率的な運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、この法人の経理業務のすべてについて適用する。

(経理の原則)

第3条 この法人の経理は、法令、定款及びこの規程の定めるところによるほか、NPO 法人会計基準(平成 22 年 7 月にNPO法人会計基準協議会が策定したもの。)に準拠し取り扱うものとする。

(会計年度)

第4条 この法人の会計年度は、定款の定めにより、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(区分経理)

第5条 会計の区分は次のとおりとする。

- (1) 特定非営利活動に係る事業に関する会計
- (2) その他の事業に関する会計

(経理責任者)

第6条 経理責任者は、副理事長とする。ただし、経理責任者に事故があるとき又は経理責任者が欠けたときは、理事長が経理責任者の職務代行者を指名することができる。
2 経理事務の担当者は、経理責任者の指示に従って経理事務を処理するものとする。

(帳簿書類の保存・処分)

第7条 経理に関する帳簿、伝票及び書類(電子取引情報の訂正及び削除の防止に関する事務処理規程第6条に定める取引関係情報を含む。)の保存期間は次のとおりとする。ただし、法令が定める期間がこれを超えるものについては、その定めによる。

- (1) 財務諸表等(収支決算書を含む。) 10 年
- (2) 会計帳簿及び会計伝票 10 年
- (3) 証憑書類 10 年
- (4) 収支予算書 5 年
- (5) その他の書類 5 年

2 前項の保存期間は、会計年度終了のときから起算するものとする。

3 保存期間経過後に帳簿等を焼却その他の廃棄処分に付する場合は、事前に経理責任者の指示又は承認によって行う。

(勘定科目の設定)

第8条 この法人の会計においては、財務及び会計のすべての状況を正確かつ迅速に把握するため必要な勘定科目を設ける。

2 各勘定科目の名称は、別に定める勘定科目表による。

(会計帳簿)

第9条 次に掲げる帳簿を備え、必要な事項を明瞭に記録する。

- (1) 総勘定元帳
- (2) 現金出納帳
- (3) 試算表
- (4) その他必要な補助簿

2 前項の定めにかかわらず、電子取引情報の訂正及び削除の防止に関する事務処理規程により処理したものは電子取引情報の訂正及び削除の防止に関する事務処理規程により記録する。

(会計責任者)

第10条 金銭の出納及び保管については、その責に任じる会計責任者を置かなければならない。

2 会計責任者は、事務局長とする。

3 会計責任者は、金銭の保管及び出納事務を取扱わせるため、会計事務の担当者を若干名置くことができる。

(手許現金)

第11条 会計責任者は、日々の現金による支払いに充てるため、手許現金をおくことができる。

2 金銭の出納に係る責任者は、現金について金銭出納のある日毎に現金出納終了後、その在高と帳簿残高を照合しなければならない。

(固定資産の範囲)

第12条 固定資産とは耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が30万円以上の有形固定資産およびその他の資産とする。

(取得および処分)

第13条 土地および建物の取得、売却、除却、貸与、賃貸借ならびに担保の設定等は、総会の承認により行うものとする。

(固定資産の管理)

第14条 固定資産台帳を設けて、固定資産の保全状況及び移動について所要の記録をとり、固定資産を管理しなければならない。

(収支予算書の目的)

第15条 収支予算書は、各事業年度の事業計画の内容を明確な計数をもって表示し、かつ、収支予算と実績との比較検討を通じて事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(収支予算書の作成)

第 16 条 収支予算書の作成については、定款第 42 条に従う。

(収支予算の決定)

第 17 条 収支予算の決定については、定款第 42 条に従う。

(決算の目的)

第 18 条 決算は、一会計期間の会計記録を整理し、財務及び会計のすべての状態を明らかにすることを目的とする。

(事業報告及び決算)

第 19 条 事業報告及び決算については、定款第 46 条に従う。

(この規定の疑義の決定)

第 20 条 この規定に定められた事項または定めのない事項について疑義が生じたときは、理事会の定めるところによるものとする。

(改廃)

第 21 条 この規定の改廃は、理事会で決定する。

付 則

この規程は、令和 2 年 2 月 28 日から施行する。

この規程の改定は、令和 4 年 5 月 24 日から施行する。